住所　横浜市港北区新横浜３丁目１番地２
宋泰樹　昭和58年１月19日生
住所　岡山市中区西川原60番地７
黄光彬　昭和58年11月６日生
住所　広島市東区山根町27番１―1301号
姜勝樹　昭和40年10月11日生
姜美奈　平成３年８月７日生
住所　広島市西区福島町１丁目１番２号
姜寶寶子　昭和39年３月２日生
住所　広島県福山市伏見町２番13号
羅洋妃　昭和32年８月30日生
住所　東京都葛飾区鎌倉１丁目22番15号
朴正夏　昭和46年８月３日生
住所　大阪市淀川区宮原２丁目２番13―702号
鄭和八　昭和62年６月15日生
住所　福岡県遠賀郡水巻町猪熊４丁目７番20号
金福連　昭和42年10月16日生
劉美咲　平成５年６月21日生
住所　福岡県大牟田市大字田隈669番地５
劉一騎　平成７年７月８日生
住所　岐阜県可児市広見1456番地２
成眞五　昭和43年１月30日生
住所　岡山市北区今保128番地１
李貴香　昭和51年９月27日生
住所　岡山市南区福成３丁目10番47号
李美香　昭和60年11月16日生
住所　神戸市長田区寺池町３丁目２番１号
李寛　昭和38年８月３日生
高絹枝　昭和39年３月17日生
李眞也　平成８年２月４日生
李美希　平成９年４月29日生
住所　神戸市長田区腕塚町３丁目１番19―902号
南達也　昭和41年３月９日生
住所　神戸市長田区西代通３丁目７番１号
南美津枝　昭和43年４月22日生
南幸宏　昭和44年９月８日生
住所　神戸市長田区大丸町１丁目20番５号
田宏明　昭和43年９月３日生

○外務省告示第二百八十九号

平成二十四年八月六日に東京で、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約に関する次の書簡の交換がオランダ王国政府との間に行われた。

平成二十四年八月十七日

外務大臣　玄葉光一郎

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、二千十年八月二十日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約（以下「条約」という。）及び二千十年八月二十五日に東京で署名された条約の不可分の一部を成す議定書（以下「議定書」という。）に言及するとともに、両政府間で到達した次の了解を日本国政府に代わって確認する光栄を有します。

議定書６の規定に関し、株式会社国際協力銀行は、議定書６(a)(v)に規定する機関とされることが合意される。

本大臣は、更に、前記の了解がオランダ王国政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及びその旨の貴官の返簡が両政府間の合意を構成するとともに、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生じ、二千十二年四月一日以後に租税を課される額について遡って適用されるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千十二年八月六日に東京で

日本国外務大臣　玄葉光一郎

日本国駐在
オランダ王国臨時代理大使
カタリナ・マリア・トロステル殿

（オランダ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、オランダ王国政府が前記の了解を受諾し得るものであることから、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するとともに、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生じ、二千十二年四月一日以後に租税を課される額について遡って適用されるものとすることを確認する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年八月六日に東京で

日本国駐在
オランダ王国臨時代理大使
カタリナ・マリア・トロステル

日本国外務大臣　玄葉光一郎閣下

○農林水産省告示第二千四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月十七日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　羽田雄一郎

一　(一)　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町東納庫字長トロ一〇

(二)　指定の目的　水源の涵養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町田峯字栃栗三、四、字水見道二、字うばんどう一六、字大日掛一から四まで、一〇の一、字砂多三の二、一一の一、平山字名清古一七の一、一七の四、字大久保一七

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び設楽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月十七日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　羽田雄一郎

一　(一)　保安林の所在場所　愛知県豊田市羽布町横山二の五八、二の五九、二の六四から二の六六まで、二の六二・二の六三・二の八八・二の九〇（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、大笹一の二

(二)　指定の目的　水源の涵養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

横山二の六二・二の六三・二の六五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　愛知県豊田市上切町石畑三一六、三一七の一、三一七の二、三一八、三一九の一、三一九の二、上使六八六の一

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

石畑三一六・三一七の一・三一七の二・三一八・三一九の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）